

令和2年度 L O C A 後燃料振動解析に係る一般競争入札説明書

[全省庁共通電子調達システム対応]

入 札 説 明 書
入 札 心 得
入 札 書 様 式
紙 入 札 方 式 で の 参 加 様 式
委 任 状 様 式
予 算 決 算 及 び 会 計 令 (抜 粋)
仕 様 書
入 札 適 合 条 件
契 約 書 (案)

令和2年9月
原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房技術基盤グループシステム安全研究部門

入札説明書

原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房技術基盤グループ
システム安全研究部門

原子力規制委員会原子力規制庁の役務の調達に係る入札公告（令和2年9月18日付け公告）に基づく入札については、関係法令及び原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定めるもののほか下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和2年度LOCA後燃料振動解析

(2) 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

(3) 納入場所

仕様書による。

(4) 入札方法

入札金額は、総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者ではないこと。

(4) 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）環境省競争参加資格（全省府統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

(5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

3. 入札者に求められる義務等

この一般競争に参加を希望する者は、原子力規制委員会原子力規制庁の交付する仕様書に基づき適合証明書を作成し、適合証明書の提出期限内に提出しなければならない。また、支出負担行為担当官等から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された適合証明書は原子力規制委員会原子力規制庁において審査するものとし、審査の結果、採用できると判断した証明書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

4. 入札説明会の日時及び場所

令和2年9月25日（金）13時00分～

原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル13階入札会議室

※1 参加人数は、原則1社1名とする。

※2 本会場にて、入札説明書の交付は行わない。

5. 適合証明書の受領期限及び受領場所等

(1) 受領期限

令和2年10月6日（火）12時00分

(2) 受領場所

原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房技術基盤グループ

技術基盤課契約係（六本木ファーストビル16階）

(3) 提出方法

ア. 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムで参加する場合は、5.(1)の期限までに同システム上で適合証明書を提出すること（同システムのデータ上限は10MBまで）。

イ. 書面で参加する場合

書面で参加する場合は5.(1)の期限までに持参または郵送とする。郵送の場合は受け付けるが確実に届くよう、配達証明等で送付すること。なお、メールによる適合証明書の提出は受け付けない。

(4) その他

審査の結果は令和2年10月15日（木）までに電子調達システムで通知する。書面により入札に参加する者へは、書面で通知する。（審査結果通知書）

6. 競争執行の執行の日時、場所等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

日時 令和2年10月16日（金）10時00分

場所 原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル13階入札会議室

(2) 入札書の提出方法

ア. 電子調達システムによる入札の場合

6.(1)の日時までに同システムにより入札を行うものとする。

イ. 書面による入札の場合

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式2による書面を5.(1)の日時までに5.(2)の場所へ持参又は郵送すること。

また、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式1による入札書を6.(1)の日時及び場所に持参すること。入札書を電話、FAX、郵送等により提出することは認めない。なお、入札書の日付けは、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7. 落札者の決定方法

支出負担行為担当官が採用できると判断した適合証明書を提出した入札者であって予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

8. その他の事項は、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得の定めるところにより実施する。

9. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

10. 契約書の作成の要否 要

11. 契約条項 契約書（案）による。

12. 支払の条件 契約書（案）による。

13. 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

14. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地

支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 伊藤 隆行
〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号

15. その他

(1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において、速やかに書面をもって説明しなければならない。

(2) 本件に関する照会先

質問は、電話、FAX又はメールにて受け付ける。

担当：原子力規制委員会原子力規制庁

長官官房技術基盤グループシステム安全研究部門 小澤 正明

電話 : 03-5114-2223

FAX : 03-5114-2233

メールアドレス : masaki_ozawa@nsr.go.jp

(3) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問い合わせ先

政府電子調達システム (GEPS)

ホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>

ヘルプデスク 0570-014-889 (ナビダイヤル)

受付時間 平日8時30分～18時30分

(別 紙)

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得

1. 趣旨

原子力規制委員会原子力規制庁の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。
- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官殿と記載）及び「令和2年10月16日開札〔令和2年度LOCA後燃料振動解析〕の入札書在中」と朱書きして、入札日時までに提出すること。
- (3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

7. 代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続を終了しておかなければならない。

8. 代理人等の制限

- (1) 入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。
- (2) 入札者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は入札代理人等とすることができます。

9. 条件付の入札

予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行った者は、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

10. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない代理人等による入札又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

11. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめがあることがある。

12. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うことができる。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。

- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。ただし、別途指示があった場合は、当該指示に従うこと。

13. 調査基準価格、低入札価格調査制度

- (1) 工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について予決令第85条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。
 - ①工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
 - ②前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額
- (2) 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- (3) 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

14. 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 低入札となった場合は、一旦落札決定を留保し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。
- (3) 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

15. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に關係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

16. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

17. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、契約書を受理した日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

(2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

18. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(別 記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはございません。

（1）契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

入札書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地
商 号 又 は 名 称
代表者役職・氏名 印

(復) 代理人役職・氏名 印

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札する

場合に、(復) 代理人の記名押印が必要。

このとき、代表印は不要(委任状には必要)。

下記のとおり入札します。

記

1 入札件名 : 令和2年度LOCA後燃料振動解析

2 入札金額 : 金額 円也

3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴庁の指示のとおりとする。

4 誓約事項 : 暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

(様式2)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地
商 号 又 は 名 称
代表者役職・氏名

印

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名 : 令和2年度L O C A後燃料振動解析
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由
(記入例) 電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者連絡先
部署名 :
担当者名 :
T E L :
F A X :
E-mail :

(様式3-①)

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地
(委任者) 商号又は名称
代表者役職・氏名 印

代理人在地
(受任者) 所属(役職名)
代理人氏名 印

当社 を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

1 令和2年度LOCA後燃料振動解析の入札に関する一切の件

2 1の事項に係る復代理人を選任すること。

(様式3-②)

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

代理 人 所 在 地
(委任者) 商 号 又 は 名 称
所 属 (役職名)
代 理 人 氏 名 印

復 代 理 人 所 在 地
(受任者) 所 属 (役職名)
復 代 理 人 氏 名 印

当社 を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和2年度L O C A後燃料振動解析の入札に関する一切の件

(参考)

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項 各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

仕様書

1. 業務件名

令和2年度LOCA後燃料振動解析

2. 適用

この仕様書は、原子力規制委員会原子力規制庁（以下「原子力規制庁」という。）が調達する上記の契約に関する仕様を規定するものである。

3. 業務の内容

冷却材喪失事故（LOCA）後燃料棒を含む燃料集合体の有限要素法モデルを作成し、地震により燃料集合体が振動した際に膨れ破裂が生じた燃料被覆管に発生する応力の解析を行い、その結果を図表に整理する。また、反応度事象時のペレットー被覆管機械的相互作用により被覆管に発生する応力の解析を行い、その結果を図表に整理する。

3. 1 振動解析モデルの作成

3. 1. 1 振動解析用有限要素法モデル

被覆管と燃料ペレットから成る17×17型PWR 燃料棒（長さ約3.85m、直径約9.5mm）、案内シンプル管（中空管、長さ約4m、直径約12mm、肉厚約0.4mm）、支持格子及びそれを組み立てた燃料集合体について、作成済みのAbaqus用モデルを貸与するので、必要に応じて、修正すること。貸与したモデルが使用できない場合は、以下を参考にし、新たにモデルを作成すること。以下に記載されていない事項については、協議の上、決定する。

(1) 燃料集合体モデル

PWR燃料集合体の概略図を図1に示す。燃料集合体モデルは、燃料棒264本、案内シンプル管25本及び支持格子9段から構成されている。作成済みの燃料集合体モデルの概要を以下に示す。

燃料棒263本は、はり要素モデルを使用した健全燃料棒であり、残り1本のみソリッド要素を用い、被覆管のバーストを模擬している。案内シンプル管については、25本すべて、はり要素モデルである。支持格子モデルについては、シェル要素で作成されている。上部ノズル及び下部ノズルは、燃料棒の振動に影響を与えないため、モデルは作成していない。

図1に示すように、案内シンプル管と燃料棒は、軸方向9箇所で支持格子によって格子に束ねられており、燃料棒は支持格子の板バネとの接触・摩擦によりが保持されている。支持格子-燃料棒の結合モデルには、静摩擦力を超えた場合の燃料棒すべりを考慮できるモデルを使用すること。支持格子と案内シンプル管とは溶接⁽¹⁾にて結合されてい

⁽¹⁾ 実際は、支持格子に溶接されたスリーブとシンプル管とが拡管（バルジ）接合されている。

るが、その結合モデルには大変形解析が可能なモデルを使用すること。

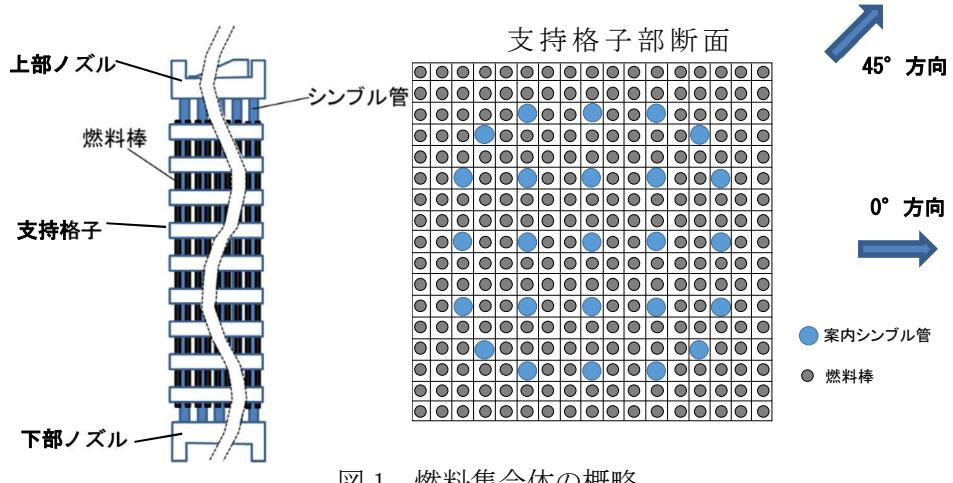


図 1 燃料集合体の概略

(2) 燃料棒モデル

燃料棒（長さ約3.85m、直径約9.5mm）は、Zr合金の被覆管にUO₂燃料ペレット及びプレナムバネを挿入し、被覆管の両端を端栓溶接したものである。貸与する健全燃料棒のはり要素モデルが使用できない場合は、健全燃料棒のソリッド要素モデルも作成し、はり要素モデルの振動特性とソリッド要素モデルの振動特性と同様になるように、はり要素モデルの特性を調整すること。

バースト被覆管燃料棒は、図2に示すように、被覆管の一部が膨れて破裂したものである。作成済みモデルでは、破裂した被覆管及び上下部端栓にはソリッド要素を用い、プレナムバネについては、バネ要素を用いている。なお、作成済みのモデルでは、振動特性に影響がないことを確認した上で、燃料ペレットモデルを省略し、燃料ペレットの重量をバースト被覆管に付与している。新たにバースト被覆管燃料棒を作成する場合、膨れ量等は作成済みモデルと同等とし、要素サイズは開口部付近の応力を適切に解析できるものとする。

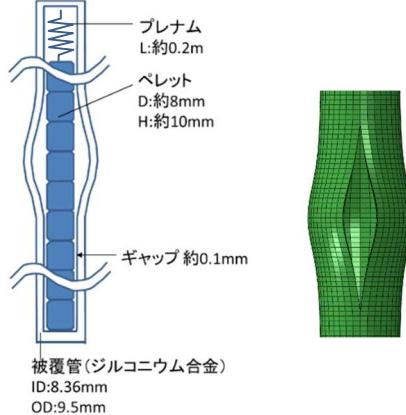


図 2 バースト燃料棒概略図

(3) 案内シンプル管モデル

案内シンプル管（中空管、長さ約4m、直径約12mm、肉厚約0.4mm）はZr合金の中空管であり、はり要素モデルを貸与する。貸与するモデルが使用できない場合は、ソリッド要素モデルを作成し、はり要素モデルの振動特性がソリッド要素モデルの振動特性と同様になるように、剛性等を調整する。

(4) 支持格子モデル

支持格子はZr合金板を格子状に組み立てたもので、支持格子内セルに燃料棒が挿入され、支持格子に設けられた板バネと燃料棒との接触・摩擦により燃料棒が支持格子に保持・拘束されている。貸与するシェル要素モデルでは、バネ要素及びコネクタ要素を用いて、設定した静摩擦力を超えた場合に生じる燃料棒のすべりを考慮している。今回実施する大変形解析において、はり要素モデル及びソリッド要素モデルの燃料棒に対して同じ滑り特性になるように、パラメータを調整すること。貸与するモデルが使用できない場合は、別途、はり要素あるいはシェル要素を用いて支持格子モデルを作成する。

3. 2 振動解析

3. 2. 1 燃料集合体の自由振動解析

25本の案内シンプル管の上下端を保持して、水平方向に一次モードで自由振動させ、固有振動数・周期等の振動特性を解析する。解析は微少変形解析ではなく、大変形解析で実施すること。加振方向は、図1に示すとおり、0° 方向と45° 方向とする。また、支持格子1段あたり燃料棒1本に対する摩擦力(燃料棒拘束力)⁽²⁾をパラメータとして設定し、表1に示すとおり、合計で8ケースの解析を行う。摩擦力0 N及び他のケースでも、解析の安定性のため、1箇所のみ（例えば、最上部支持格子部分のみ）完全拘束（剛結合）としてよい。

表1 自由振動解析条件

ケースNo.	振動方向 (°)	支持格子1段あたり摩擦力 (N)
F1	0	0
F2		7.5
F3		15
F4		35
F5	45	0
F6		7.5
F7		15
F8		35

⁽²⁾ 永瀬文久等、”LOCA条件下における燃料棒ーグリッド間相互作用”、日本原子力学会「2006年秋の大会」予稿集

3. 2. 2 燃料集合体の強制加振解析

自由振動解析の結果に基づき、振幅（燃料棒両端と中央部付近の水平方向相対変位）が最も大きくなる軸方向中央部付近にバースト部を設定し、燃料集合体モデルの25本の案内シンプル管の上下端を保持して、一次モード変形が生じるように水平方向に強制加振する。図3のように、3周期程度で集合体中央部の水平方向相対変位が60mm程度になるように加振する。解析は大変形解析で実施すること。また、燃料集合体を一体ものに近似して解析するのではなく、燃料棒はそれぞれ独立に振動するように解析を行う。解析の結果として、すべての燃料棒が同期して振動することはよい。

バースト開口方向は 0° に固定として、振動方向と支持格子の摩擦力をパラメーとして、表2に示すように、合計8ケースの解析を行う。なお、摩擦力0 N及び他のケースでも、解析の安定性のため、1箇所のみ（例えば、最上部支持格子部分のみ）完全拘束（剛結合）としてよい。

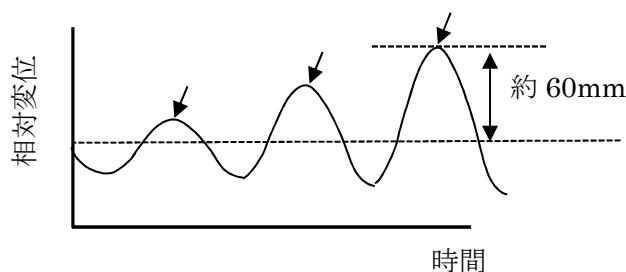


図3 振動解析における変位の時間変化概略図

表2 強制加振解析条件

ケースNo.	振動方向 (°)	支持格子1段あたり摩擦力 (N)
S1	0	0
S2		7.5
S3		15
S4		35
S5	45	0
S6		7.5
S7		15
S8		35

3. 2. 3 振動解析結果整理

自由振動解析から得られた固有振動数、固有周期等を表にまとめる。強制加振解析については、図3に矢印で示した3箇所ピークの位置で、被覆管バースト開口部付近に生じる最大応力（主応力及び各x、y、z方向の応力）を表にまとめる。また、最大ピーク箇所（相対変位60mm付近）の応力（主応力及び各x、y、z方向の応力）をコンター図で示す。

3. 3 PCMI解析

燃料ペレットが熱膨張し、被覆管と接触して、さらに被覆管を押し広げることがあり、この現象をペレット－被覆管機械的相互作用 (Pellet Cladding Mechanical Interaction, PCMI) と呼んでいる。ここでは亀裂が入った被覆管に発生するPCMI応力を解析する。

3. 3. 1 PCMI解析用燃料棒モデルの作成

図4に示すように、ソリッド要素を用いて燃料ペレット（高さ10mm程度）8個分に相当する燃料棒モデルを作成する。燃料ペレットには、面取り（チャンファー）を設ける。また、図4に示すように、ペレット4段目上部のペレット－ペレット境界に対応する位置1箇所に被覆管亀裂を設ける。亀裂は外表面側で長さ1mm程度、未貫通亀裂とする。亀裂の幅、深さ等は協議の上、設定する。

モデル作成では、燃料ペレットチャンファー部分と被覆管の接触部分の応力及び初期亀裂周辺の応力の分布を適切に解析できるように、ソリッド要素の大きさ設定すること。燃料ペレットは剛体あるいは弾性体とする。被覆管は弾性変形に加えて塑性変形も考慮すること。詳細な寸法及び機械的性質は別途協議の上、決定する。

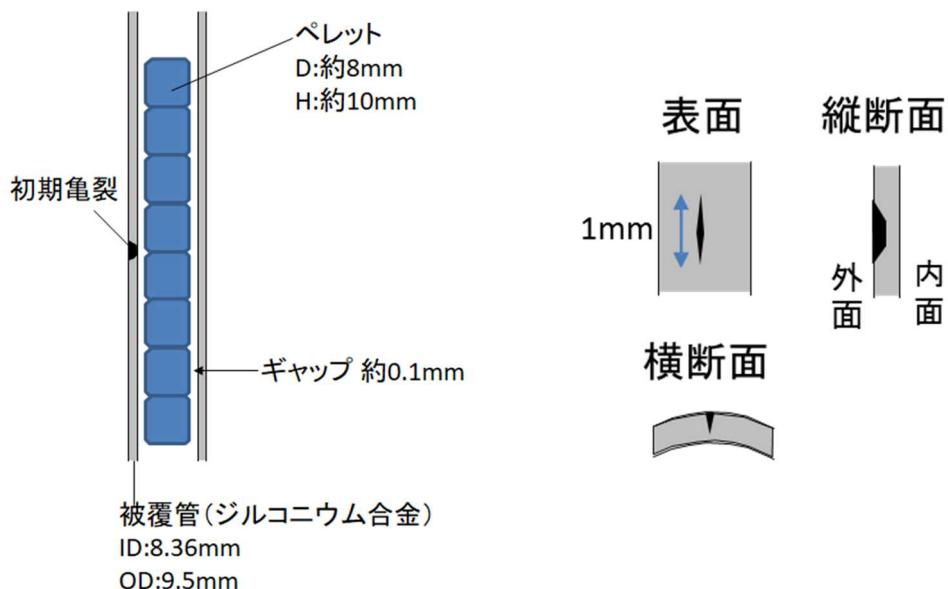


図4 PCMI解析用燃料棒モデル及び被覆管亀裂のイメージ

3. 3. 2 応力解析

燃料ペレット内の温度分布を均一として、温度を上昇させ、燃料ペレットを熱膨張させる。あるいは、伝熱及び温度上昇による機械特性の変化は無視するため、温度を上昇させず、燃料ペレットを均一に（等方的に）膨張させてもよい。膨張した燃料ペレットが被覆管に接触して、被覆管に発生する応力を解析する。解析では、燃料ペレット-被覆管内面の摩擦をパラメータとする。解析ケースを表3に示す。燃料ペレット-被覆管の固着を模擬するため摩擦係数を無限大としたケースを設定しているが、固着を模擬できる可能な範囲で最大値を設定する。

解析は、燃料ペレット-被覆管が未接触状態あるいは接触した瞬間から開始し、被覆管に円周方向平均で1%程度のひずみが発生するまで実施する。ただし、亀裂先端の応力集中が適切に評価できるようペレットの膨張率を調整すること。燃料ペレット-被覆管内面の滑りやそれにともなう応力状態の変化を適切に模擬できるように、接触節点数等を設定すること。

表3 PCMI解析条件

ケースNo.	燃料ペレット-被覆管内面の摩擦係数
P1	0
P2	0.1
P3	0.5
P4	1.0
P5	∞ (可能な範囲で最大)

3. 3. 3 応力解析結果整理

ケースP1～P5において、燃料ペレットの膨張率を3点（例えば、被覆管に円周方向平均で0.3%、0.6%、1%程度のひずみが発生する膨張率）設定し、そのときの被覆管応力（相当応力、主応力、垂直応力、主せん断応力）の最大値およびひずみ（全ひずみ、弹性ひずみ、塑性ひずみ）の最大値を表にまとめる。また、応力およびひずみ分布をセンター図として示す。センター図は表面のみでなく、特徴的な断面分布についても示すこと。設定する3点の膨張率の値は別途協議の上、決定する。

また、亀裂先端付近の相当応力、主応力、主せん断応力に注目し、ケースP1～P5において、ある一定の破壊応力値を、相当応力、主応力及び主せん断応力をそれぞれ仮定・設定し、その破壊応力値を発生させるために必要な燃料ペレット膨張率を、それぞれ表にまとめる。（摩擦の影響（二軸応力の影響）により、摩擦係数が大きいほど、降伏にくくなり、小さな膨張率でも高い応力が発生するとか考えられるので、これを確かめる。）破壊応力の設定値については協議の上決定する。また、熱膨張係数、比熱等を用いて、得られた膨張率に相当する温度変化、エンタルピ変化を算出し、同じく表にまとめる。

3. 4 報告書の作成

前記3. 1～3. 3の作業結果をまとめた報告書を作成する。有限要素法解析入出力も電子媒体として提出すること。なお、これら提出物の検証及び審査は作成者を除いた2名以上で行い、チェックエビデンスを残すこと。

4. 作業期間

実施項目別の作業工程表の例を以下に示す。受注者は、これを参考に作業工程を検討すること。なお、最終報告は履行期限前の令和3年3月中を目処に行うこと。

作業工程表例

年 月 実施項目	R2年			R3年		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
3. 1 振動解析モデルの作成	■					
3. 2 振動解析		■	■			
3. 3 PCMI 解析				■		
3. 4 報告書の作成				■	■	■
中間・最終報告			▲		▲	▲

5. 貸与品

本作業を実施するに際して、原子力規制庁担当官が必要と認めたもの。貸与品は貸与期間中適切に管理を行い、本作業終了後速やかに返却あるいは破棄すること。

6. 履行期限

令和3年3月31日まで。

7. 実施責任者及び実施体制

7. 1. 実施体制

受注者は、実施責任者を明示した実施体制図を提出すること。

あらかじめ下請負者が決まっている場合は、下請負者名及びその発注業務内容を含めて記載すること。ただし、金50万円未満の下請負業務、印刷費、会場借料、翻訳費及びその他これに類するものを除く。

7. 2. 実施責任者

発注者側の実施責任者は、原子力規制庁長官官房技術基盤グループ安全技術管理官（システム安全担当）とする。受注者側の実施責任者は、業務開始時に提出する実施体制図にその役職及び氏名を明示すること。

7. 3. 実施場所

受注者の作業場所

8. 納入品

(1) 納入品目、数量、及び納入時期

受注者が原子力規制庁の承認を受けるため、又は原子力規制庁に報告するために提出する書類、提出部数及び提出期日は、次のとおりとする。

納入品目一覧

	納入品目	数量	納入時期
1	提出書類一覧表 ^{注1}	1	業務開始時
2	工程表	1	受注後 1 か月以内 1 か月ごとに実績を報告すること
3	実施体制図	1	業務開始時及び変更が生じた後、速やかに提出する。 ただし、軽微なものを除く。
4	情報セキュリティ対策と その実施方法及び管理体制 に係る説明書	1	業務開始時、9. 情報セキュリティの管理参照
5	品質計画書 ^{注2}	1	業務開始時
6	下請届け	1	業務開始時（無い場合は不要）
7	実施要領書	1	業務開始時
8	打合せ議事録	1	打合せ後 1 週間以内
9	月 報	1	翌月の 10 日まで 但し、納期の属する月は納期
10	借用品一覧表	1	入手後及び変更が生じた後、速やかに提出する
11	情報セキュリティ対策に 関する報告書	1	納期、9.(7)参照
12	品質保証確認書	1	報告書納入時に提出する。
13	報告書 ^{注3}	1	実施期間の期限までに納入のこと
14	完了届	1	納期

注 1) 提出書類一覧表には、具体的な提出時期を月単位で記載すること。

注 2) 品質計画書には「10. 品質管理」に示す品質要求事項を記載すること。

注 3) 報告書（本文+図表）の電子情報媒体（PDF 形式）を 8 部添付すること。また、報告書本文及び図表の電子情報媒体（WORD ファイル、EXCEL ファイル等）を 1 部添付すること。有限要素法解析の入力ファイル及び出力ファイルも電子情報媒体で納入すること。入力ファイル及び出力ファイルはプリ・ポストアプリケーションである FEMAP にて読み込み及び作図可能であること。

(2) 納入場所

原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房技術基盤グループ
システム安全研究部門
東京都港区六本木一丁目 9 番 9 号
六本木ファーストビル 15 階

9. 情報セキュリティの管理

請負者は、下記の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について原子力規制庁担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、原子力規制庁担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
- (3) また、請負業務において請負者が作成する情報については、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (4) 請負者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて原子力規制庁担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (5) 請負者は、原子力規制庁担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
- (6) また、請負業務において請負者が作成した情報についても、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (7) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

<https://www.nsr.go.jp/data/000129977.pdf>

10. 品質管理

以下の要求事項を含む品質計画書を提出すること。

- (1) 品質管理体制
 - ・受注業務に対する品質を確保するための、充分な体制が構築されていること。
 - ・作業実施部署は品質管理部署と独立していること。
 - ・実施責任体制が明確となっていること（実施責任者と品質管理責任者は兼務しないこと。）。
- (2) 品質管理の具体的な方策
 - ・受注業務に対して品質を確保するための具体的な作業が明確にされていること。特に、数値入力ミスや単位変換ミス等を防ぐための具体的な対策方法や作

- 業を示すこと。
- (3) 担当者の技術能力
- ・業務に従事する者の技術能力を明確にすること。
- (4) 不適合管理
- ・不適合発生時には、契約請求者に速やかに報告し、適切な管理方法が明確にされていること。
- (5) 工程管理
- ・進捗状況等の工程管理が明確にされていること。
 - ・期限までに作業が完了する工程であること。
 - ・各作業工程が明示され、必要に応じてホールドポイント等が明示されていること。
- (6) 調達管理
- ・業務の一部を協力会社へ外注する場合は、協力会社の技術能力を考慮して発注先を選定し、発注・契約に際しては、要求品質、業務内容、範囲及び期間を明記した調達文書を作成すること。
 - ・必要事項を「下請届け」に取りまとめ、提出すること。
 - ・業務の実施に当たり、知り得た情報に関する管理を適切に行うよう協力会社に指示すること。
 - ・協力会社からの成果品が要求品質に適合していることを確認すること。
- (7) 文書管理（記録の管理を含む。）
- ・受注業務に対して使用する文書（記録を含む。）の維持・管理について明確にされていること。
- (8) 保管管理
- ・原子力規制庁からの貸与品の保管管理を明確にすること。

受注者は品質計画書に基づいて品質保証活動を行い、成果物の納入時に品質保証確認書を提出すること。また、原子力規制庁担当者が必要に応じて行う品質保証活動に関する調査を受け入れること。

1 1. 検収条件

納入品目及びその内容について、原子力規制庁が、本仕様書及び関係書類に基づき検査を行い、その結果を原子力規制庁が、本仕様書に定めたとおりの作業が行われたと認めたことをもって、検収とする。

1 2. 成果物等の帰属

本業務により得られた成果物及び著作権等の知的財産権は原子力規制庁に帰属するものとする。

1.3. その他

- (1) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、原子力規制庁担当官と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (2) 作業実施者は、原子力規制庁担当官と日本語で円滑なコミュニケーションが可能で、かつ良好な関係が保てること。
- (3) 業務上不明な事項が生じた場合は、原子力規制庁担当官に確認の上、その指示に従うこと。
- (4) 常に、原子力規制庁担当官との緊密な連絡・協力関係の保持及び十分な支援を提供すること。
- (5) 本調達において納品される成果物の著作権は、検収合格が完了した時点で、当庁に移転する。受注者は、成果物の作成に当たり、第三者の工業所有権又はノウハウを実施・使用するときは、その実施・使用に対する一切の責任を負う。
- (6) 成果物納入後に受注者の責めによる不備が発見された場合には、受注者は、無償で速やかに必要な措置を講ずること。
- (7) 原子力規制庁担当官は必要に応じて本業務に係る作業現場に立ち会うことができるものとする。作業現場への立会いには、予め期日を指定しないで行うものを含む。ただし、施設管理に係る保安上の理由等により事前通知が必要な場合にはこれに従うこと。

以上

入札適合条件

令和2年度LOCA後燃料振動解析に関わる業務を提供するに当たり、以下の条件を満たすこと。

1. 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
2. 原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。
3. 以下の（a）又は（b）を提出すること。利益相反の関係にあると認められる場合には（c）記載の内容を受け入れること。
 - (a) 受注者が、原子炉等規制法の規制対象となる者、原子炉等規制法の許認可対象となる設備の開発、設計及び製造に関わる事業者、その子会社（親会社の出資比率が50%を超える被支配会社）又は団体（運営費の過半を得ている団体又は構成員の過半数が上記の者である団体）、及びそれらの者から本業務と同一時期に同一内容の業務を受注した者である場合は、その関係性を示す書類。
 - (b) 大学が受注を希望する場合、当該受注業務を実施する研究室等が利益相反に陥らないことを示す書類。
 - (c) 受注者が利益相反の関係にあると認められる場合には、受入検査等の検査又は監督に加えて、当該受注業務に係る契約の適正な履行の確認のための抜打ち的手法等による検査又は監督、及び成果物の検証・評価を行う。
4. 担当者が、原子力規制委員会原子力規制庁（以下「原子力規制庁」という。）の担当職員と日本語による意思の疎通ができること。
5. 入札する者は汎用の有限要素法解析コードを有していること。また、本業務の実施責任者は仕様書等で要求する内容を理解し、期待される成果を挙げられるよう、汎用の有限要素法解析コードを用いた軽水炉燃料の振動解析業務をとりまとめる能力を有すること。実績でその能力を示す場合は、軽水炉燃料の振動解析、あるいは、原子力関連機器の振動解析について、納入実績ないしは自己で研究した結果を学会等で発表した実績1～2件について、以下の事項を記した資料を添付すること。
 - 1) 作業名称又は発表件名（固有名称を除く。）
 - 2) 発注者の区分（国／地方公共団体／民間会社）又は発表先（学会、機関紙等の名称）
 - 3) 実施年度

4) 作業概要（公開できる範囲に限る。使用した汎用有限要素法解析コード名は記載すること。）

担当技術者は、汎用の有限要素法解析コードを用いた動的振動解析業務を遂行できる能力を有することを示すこと。

本業務に係る実施責任者、担当技術者等の全員をリストアップし、実施責任者及び各担当者の役割及び略歴を示すこと。略歴は、最終学歴(注1)、卒業年度、入社年度及び実務経験（特に本業務に関連する実務の経験）(注2)等について具体的に記載すること。なお、実施責任者及び各担当者の実名は記載せず、記号で示すこと。

(注1) 高校、専門学校、大学、修士、博士の別を記載し、学校名を記載する必要はない。ただし、工学部、理学部、経済学部などの専攻を併記のこと。

(注2) 業務件名（固有名詞は除く）、受注年度、発注者の区別（国／地方公共団体／民間会社）及び当該業務における役割について記載すること。なお、役割については、プロジェクトマネージャー、システム設計、プログラム作成、解析コード実行（コード名を記載すること）等のように具体的な内容を記載すること。

6. 実施スケジュールについて以下を示すこと。

- 1) 納期を遵守するための実施項目（「仕様書」の細目）ごとの作業スケジュールを示すこと。
- 2) 作業計画を立案し、実施項目の順番、結果授受等、実施項目間の作業の流れ（プロセス）を示すこと。
- 3) 実施項目毎に適切な担当者をアサインし、5. で示した記号で示すこと。
- 4) 各担当者の月別作業量（人時間数）を示し、その算定根拠も示すこと。

7. 実施体制について以下を示すこと。

- 1) 実施体制図を示すこと。同図には、①実施責任者、②各実施項目の担当技術者、③窓口担当者、④品質保証部門、⑤情報セキュリティ管理体制、及び①～③を支援する体制が示されていること。
- 2) 窓口担当者不在時の連絡網が明確であること。
- 3) 実施責任者と窓口担当者及び担当技術者間の指示体系が明確であること。
- 4) 工程管理を行い業務に遅延がないようフォローできる体制であること。万一遅延が出た場合には、遅延の原因を明確にし、挽回のための支援体制を組めること。
なお、体制において担当者の実名は記載せず、5. で示した記号で示すこと。

8. 品質確保に関する要求事項を満足する品質管理活動を記載した計画書（品質計画書）を提出することができることを示すこと。

本件の入札に参加しようとする者は、上記1.～8. の条件を満たすことを証明するために、別紙様式1及び2の適合証明書等を原子力規制委員会原子力規制庁に提出し、原子力規制庁長

官官房技術基盤グループシステム安全研究部門が行う適合審査に合格する必要がある。

なお、適合証明書等（添付資料を含む。）は、正1部及び副1部を提出すること。

また、適合証明書等を作成するに際しての質問等を行う必要がある場合には、令和2年10月5日（月）12：00までに電子メールで下記の原子力規制庁長官官房技術基盤グループシステム安全研究部門に提出すること。

適合証明書等提出先：

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術基盤グループ技術基盤課契約係

〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル16階

TEL：03-5114-2222

FAX：03-5114-2232

質問提出先：

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術基盤グループシステム安全研究部門

〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル15階

担当：小澤 正明 (masaaki_ozawa@nsr.go.jp)

TEL：03-5114-2223

FAX：03-5114-2233

(様式1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者役職：氏名

印

「令和2年度LOCA後燃料振動解析」の入札に関し、応札者の条件を満たしていることを証明するため、適合証明書を提出します。

なお、落札した場合は、仕様書に従い、万全を期して業務を行いますが、万一不測の事態が生じた場合は、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官の指示の下、全社を挙げて直ちに対応します。

様式 2

適合証明書

件名 令和 2 年度 L O C A 後燃料振動解析

商号又は名称 :

条 件	回 答	資料 No.
1. 令和 01・02・03 年度（平成 31・32・33 年度）環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。		
2. 原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。		
3. 以下の (a) 又は (b) を提出すること。利益相反の関係にあると認められる場合には (c) 記載の内容を受け入れること。 (a) 受注者が、原子炉等規制法の規制対象となる者、原子炉等規制法の許認可対象となる設備の開発、設計及び製造に関わる事業者、その子会社（親会社の出資比率が 50% を超える被支配会社）又は団体（運営費の過半を得ている団体又は構成員の過半数が上記の者である団体）、及びそれらの者から本業務と同一時期に同一内容の業務を受注した者である場合は、その関係性を示す書類。 (b) 大学が受注を希望する場合、当該受注業務を実施する研究室等が利益相反に陥らないことを示す書類。 (c) 受注者が利益相反の関係にあると認められる場合には、受入検査等の検査又は監督に加えて、当該受注業務に係る契約の適正な履行の確認のための抜打ち的手法等による検査又は監督、及び成果物の検証・評価を行う。		
4. 担当者が、原子力規制庁の担当職員と日本語による意思の疎通ができること。		
5. 入札する者は汎用の有限要素法解析コードを有していること。 また、本業務の実施責任者は仕様書等で要求する内容を理解し、期待される成果を挙げられるよう、汎用の有限要素法解析コードを用いた軽水炉燃料の振動解析業務をとりまとめる能力を有すること。実績でその能力を示す場合は、軽水炉燃料の振動解析、あるいは、原子力関連機器の振動解析について、納入実績ないしは自己で研究した結果を学会等で発表した実績 1~2 件について、以下の事項を記した資料を添付すること。 1) 作業名称又は発表件名（固有名称を除く。） 2) 発注者の区分（国／地方公共団体／民間会社）又は発表先（学会、機関紙等の名称） 3) 実施年度 4) 作業概要（公開できる範囲に限る。使用した汎用有限要素法解析コード名は記載すること。） 担当技術者は、汎用の有限要素法解析コードを用いた動的振動解析業務を遂行できる能力を有することを示すこと。		

<p>本業務に係る実施責任者、担当技術者等の全員をリストアップし、実施責任者及び各担当者の役割及び略歴を示すこと。略歴は、最終学歴(注 1)、卒業年度、入社年度及び実務経験（特に本業務に関する実務の経験）(注 2)等について具体的に記載すること。なお、実施責任者及び各担当者の実名は記載せず、記号で示すこと。</p> <p>(注 1) 高校、専門学校、大学、修士、博士の別を記載し、学校名を記載する必要はない。ただし、工学部、理学部、経済学部などの専攻を併記のこと。</p> <p>(注 2) 業務件名（固有名詞は除く）、受注年度、発注者の区別（国／地方公共団体／民間会社）及び当該業務における役割について記載すること。なお、役割については、プロジェクトマネージャー、システム設計、プログラム作成、解析コード実行（コード名を記載すること）等のように具体的な内容を記載すること</p>		
<p>6. 実施スケジュールについて以下を示すこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 納期を遵守するための実施項目（「仕様書」の細目）毎の作業スケジュールを示すこと。 2) 作業計画を立案し、実施項目の順番、結果授受等、実施項目間の作業の流れ（プロセス）を示すこと。 3) 実施項目毎に適切な担当者をアサインし、5. で示した記号で示すこと。 4) 各担当者の月別作業量（人時間数）を示し、その算定根拠も示すこと。 		
<p>7. 実施体制について以下を示すこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 実施体制図を示すこと。同図には、①実施責任者、②各実施項目の担当技術者、③窓口担当者、④品質保証部門、⑤情報セキュリティ管理体制、及び①～③を支援する体制が示されていること。 2) 窓口担当者不在時の連絡網が明確であること。 3) 実施責任者と窓口担当者及び担当技術者間の指示体系が明確であること。 4) 工程管理を行い業務に遅延がないようフォローできる体制であること。万一遅延が出た場合には、遅延の原因を明確にし、挽回のための支援体制を組めること。 <p>なお、体制において担当者の実名は記載せず、5. で示した記号で示すこと。</p>		
<p>8. 品質確保に関する要求事項を満足する品質管理活動を記載した計画書（品質計画書）を提出することができることを示すこと。</p>		

適合証明書に対する照会先

所在地 :

会社名及び所属 :

担当者名 :

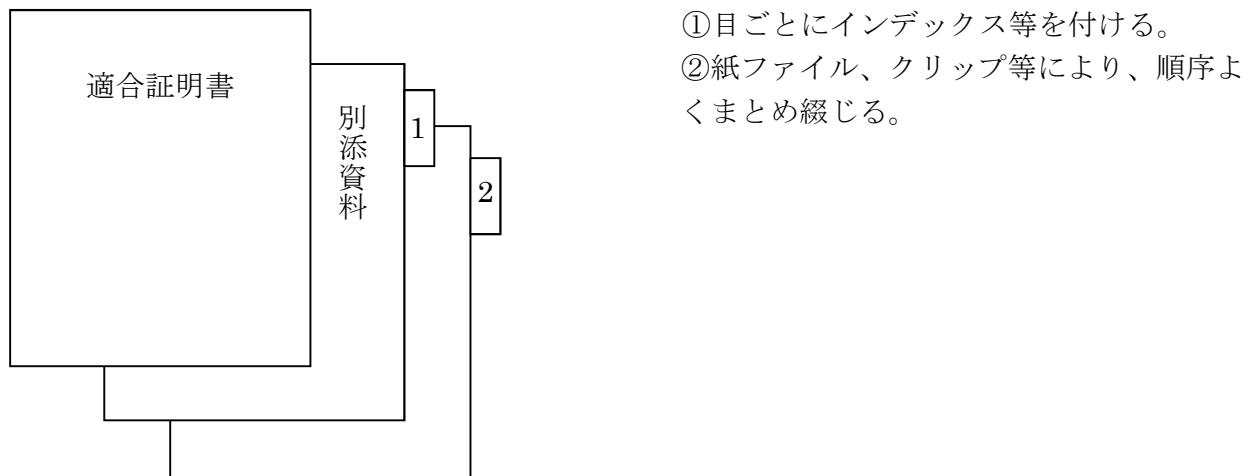
電話番号 :

e-mail アドレス :

FAX 番号 :

記載上の注意

1. 適合証明書の様式で要求している事項については、指定された箇所に記載すること。なお、回答欄には、条件を全て満たす場合は「○」、満たさない場合は「×」を記載すること。
2. 内容を確認できる書類等を要求している場合は必ず添付した上で提出すること。なお、応札者が必要であると判断する場合については他の資料を添付することができる。
3. 適合証明書の説明として別添資料を用いる場合は、当該項目の「資料No.」欄に資料番号を記載すること。その場合、提出する別添資料の該当部分をマーカー、丸囲み等により分かりやすくすること。
4. 資料は、日本語（日本語以外の資料については日本語訳を添付）、A4判（縦置き、横書き）で提出するものとし、様式はここに定めるもの以外については任意とする。
5. 適合証明書は、下図のようにまとめ提出すること。



(案) 契 約 書

支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）とは、「令和2年度LOCA後燃料振動解析」について、次の条項（特記事項を含む。）により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

（契約金額）

第2条 金 円

（うち消費税額及び地方消費税額 円）とする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

（契約期間）

第3条 契約締結日から令和3年3月31日までとする。

（契約保証金）

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（一括委任又は一括下請負の禁止等）

第5条 乙は、役務等の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、委任又は請負わせた業務に伴う当該第三者（以下「下請負人」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。本項に基づく乙の責任は本契約終了後も有効に存続する。

3 乙は、第1項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、下請負人と書面で約定しなければならない。また、乙は、甲から当該書面の写しの提出を求められたときは、遅滞なく、これを甲に提出しなければならない。

（監督）

第6条 乙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。

2 甲は、いつでも乙に対し契約上の義務の履行に関し報告を求めることができ、また必要がある場合には、乙の事業所において契約上の義務の履行状況を調査することができる。

（完了の通知）

第7条 乙は、役務全部が完了したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

（検査の時期）

第8条 甲は、前条の通知を受けた日から10日以内にその役務行為の成果について検査をし、合格したうえで引渡し又は給付を受けるものとする。

(天災その他不可抗力による損害)

第9条 前条の引渡し又は給付前に、天災その他不可抗力により損害が生じたときは、乙の負担とする。

(対価の支払)

第10条 甲は、業務完了後、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に対価を支払わなければならない。

(遅延利息)

第11条 甲が前条の約定期間に内に對価を支払わない場合には、遅延利息として約定期間満了日の翌日から支払をするまでの日数に応じ、当該未払金額に対し財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

(違約金)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、違約金として次の各号に定める額を徴収することができる。

- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに本契約の契約仕様書に基づき納品される納入物（以下「納入物」という。）の引渡しを終わらないとき 延引日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額
- (2) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに納入物の引渡しが終わる見込みがないと甲が認めたとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (3) 乙が正当な事由なく解約を申出たとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (4) 甲が本契約締結後に保全を要するとして指定した情報（以下「保全情報」という。）が乙の責に帰すべき事由により甲又は乙以外の者（乙の親会社、地域統括会社等を含む。以下同じ。ただし、第16条第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。）に漏洩したとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (5) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (6) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき 契約金額の100分の10に相当する額

2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをするまでの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約の解除等)

第13条 甲は、乙が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を直ちに解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約金額その他これまでに履行された請負業務の対価及び費用を支払う義務を負わない。

2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、契約金額の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

(契約不適合責任)

第14条 甲は、役務行為が完了した後でも役務行為の成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」という。）ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

2 前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するにはその契約不適合の事実を知った時から1年以内に乙に通知することを要する。ただし、乙が、役務行為の成果を甲に引き渡した時において、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

3 乙が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、乙の負担において第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて乙に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の履行期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか甲が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、甲は、乙に対し、第1項の催告をすることなく、乙の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

(損害賠償)

第15条 甲は、契約不適合の履行の追完、対価の減額、違約金の徴収、契約の解除をしても、なお損害賠償の請求をすることができる。

2 甲は、前項によって種類又は品質に関する契約不適合を理由とする損害の賠償を請求する場合、その契約不適合を知った時から1年以内に乙に通知することを要するものとする。

(保全情報の取扱い)

第16条 乙は、保全情報を乙以外の者に提供してはならない。ただし、甲が個別に許可した場合はこの限りでない。

2 乙は、契約履行完了の際、保全情報を甲が指示する方法により、返却又は削除しなくてはならない。

3 乙は、保全情報が乙以外の者（ただし、第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。）に漏洩した疑いが生じた場合には、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、甲に連絡するものとする。また、甲が指定した情報の漏洩に関する甲の調査に対して、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、協力するものとする。

(秘密の保持)

第17条 前条に定めるほか、乙は、本契約による作業の一切について秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うものとする。

2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第18条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、乙から債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。

(1) 甲は、承諾の時において本契約上乙に対して有する一切の抗弁について保留すること。

(2) 譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(著作権等の帰属・使用)

第19条 乙は、納入物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。乙、乙以外の事業参加者及び第三者の権利の対象となっているものを除く。）を甲に無償で引き渡すものとし、その引渡しは、甲が乙から納入物の引渡しを受けたときに行われたものとみなす。乙は、甲が求める場合には、譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。

- 2 乙は、納入物に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、特許権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（個人情報の取扱い）

第20条 乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

- 2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者（第5条第2項に定める下請負人を含む。）に預託若しくは提供し、又はその内容を知らせること。
 - (2) 甲から預託を受けた個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
- 3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。
- 5 乙は、甲から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 7 第1項及び第2項の規定については、本契約終了後、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

（資料等の管理）

第21条 乙は、甲が貸出した資料等については、充分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置をとらなければならない。

（契約の公表）

第22条 乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

（紛争の解決方法）

第23条 本契約の目的の一部、納期その他一切の事項については、甲と乙との協議により、何時でも変更することができるものとする。

- 2 前項のほか、本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めてない事項については、甲と乙との協議により決定するものとする。

特記事項

【特記事項 1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
 - イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき
 - ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があつたとき
- (2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- (3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- (1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- (2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- (3) 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帶して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項 2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

- 第5条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

- 第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帶して支払わなければならぬ。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をするまでの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力をうるものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都港区六本木一丁目9番9号
支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名

乙

※ 以下、仕様書を添付